

橋梁塗膜除去工事や石綿除去工事などを行う作業者に

剥離剤による中毒が多発しています！

～ ラベル・SDS（安全データシート）を確認し、適切な対策を ～

剥離剤を使用した塗膜の除去作業中に、剥離剤に含まれる有害物（ジクロロメタン、ベンジルアルコールなど）を吸い込み、意識不明、視覚障害等となる事案が多発しています。

法令で規制されていない物質でも、人体に有害なもの（中枢神経への毒性だけでなく、発がん性、生殖毒性を有するもの、化学火傷を生ずるものなど）もありますので、剥離剤を使用する場合は、以下の対策を講じるようにしましょう。

① ラベル・SDSの入手・確認

- 使用する剥離剤の容器に表示されているラベル、添付されているSDSを確認※
※特に危険有害情報、取扱いおよび保管上の注意、ばく露防止および保護措置を確認
- SDSが添付されていない場合は、販売店舗またはメーカーから取り寄せる
- SDSを入手できない製品の使用は避ける

② SDSの情報に基づいてばく露防止措置を実施

- SDSに記載されているばく露防止および保護措置を確実に実施
 - SDSを入手できない製品をやむを得ず使用する場合は、有害物が含まれているものとみなして適切な呼吸用保護具、保護眼鏡、不浸透性の保護手袋・保護衣などを使用
- 注意** 防毒マスクを使用していても、吸収缶が破過して中毒となっている事案が発生しています！
- 作業場所をビニルシートなどで覆って通風が不十分な場合は、排気装置を設けるなど、作業場所の有害物の濃度を低減させる対策を実施

剥離剤に含まれる主な物質の有害性とばく露防止対策

（注）他にも様々な有害物が含まれているので、以下の物質を含まない場合も対策は必要です

ベンジルアルコール ※未規制物質

有害性

- ・中枢神経系、肝臓に障害
- ・強い眼刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込むまたは皮膚に接触すると有害

主な対策

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスクを使用
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など

ジクロロメタン ※特定化学物質

- ・発がんのおそれ
- ・中枢神経系、呼吸器、肝臓、生殖器に障害
- ・強い眼刺激、皮膚刺激
- ・眠気またはめまいのおそれ
- ・吸入すると有害

- ・剥離剤の吹き付け等では送気マスク又は防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・かき落とし作業では送気マスク又は防じん機能を有する防毒マスクを使用（吸収缶の破過に注意）
- ・保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋、保護長靴の使用
- ・作業場所の通風が不十分な場合の排気装置の設置など